

# 二宮町

## エイジフレンドリーシティ行動計画



©東京ハイジ/二宮町



## 1 エイジフレンドリーシティと行動計画

世界的に高齢化と都市化が急速に進む中、長寿化によってもたらされるメリットを最大限に活用するため、より高齢者に優しいものにすることが重要です。WHO が新しく発表した「エイジフレンドリーシティとコミュニティのための国家プログラム」ガイドは、年齢にやさしい環境すなわち成長し、住み、働き、遊び、そして年を重ねるためのより良い場所の創造を加速させるために、どのようなプログラムを各国で確立し維持することができるかを明確に示す枠組みを示しています。

本行動計画は、高齢者に優しい地域づくりに係る基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定める計画です。

## 2 二宮町の高齢者を取り巻く状況

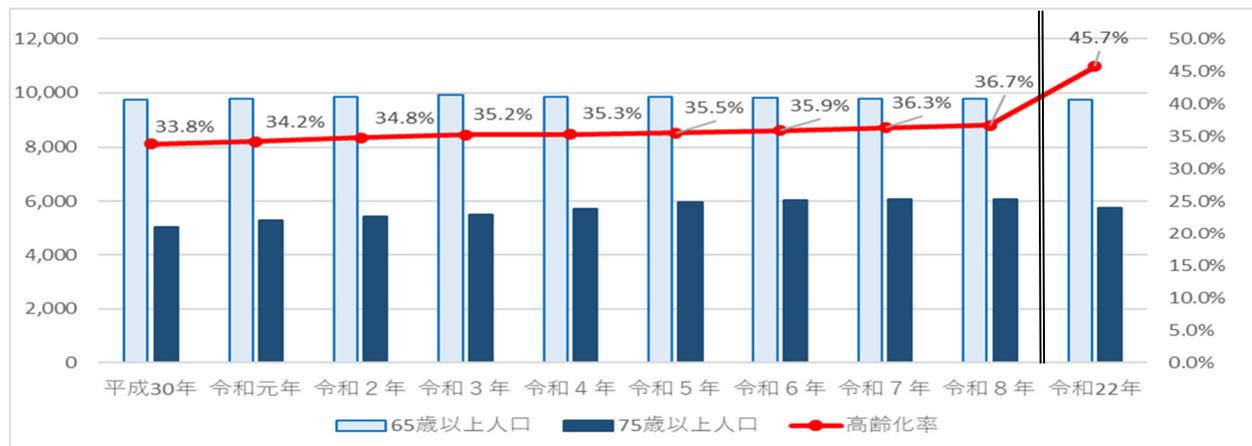
本町における高齢化率は、令和5年 10 月現在、35.5%と全国平均よりも高い水準になっています。高齢者人口は令和4年以降減少に転じているものの、75 歳以上の後期高齢者人口は増加を続けており、高齢者のうち約6割が後期高齢者となっています。

今後、高齢者数は概ね横ばいで推移しますが、65 歳未満の人口が減少するため、令和 22 年には高齢化率は 45%を超えることが予測されています。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加も予測されるため、介護を含めた様々な支援が必要とされる高齢者が生きがいを持って、地域の中で安心して暮らせる社会づくりが急務となっています。

### (1) 町の高齢化率の推移

単位 (人)

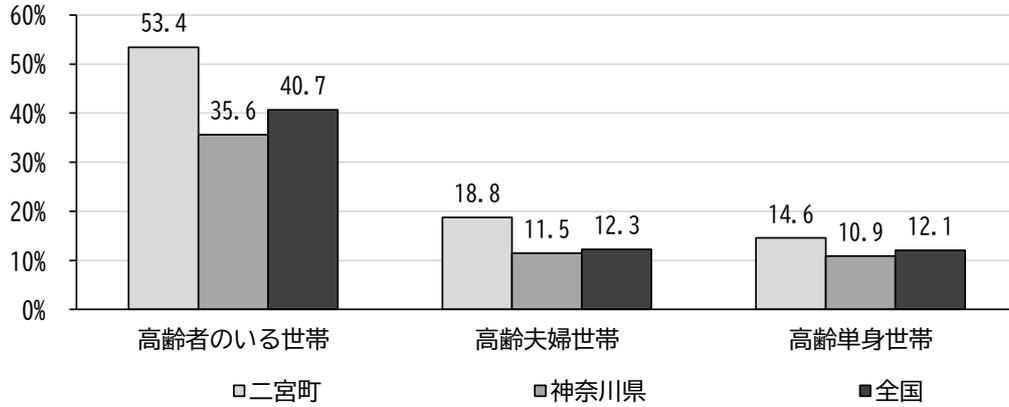
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
総人口①	28,814	28,639	28,378	28,195	27,934	27,782	27,399	27,005	26,628	21,360
65歳以上人口②	9,744	9,797	9,870	9,912	9,874	9,863	9,829	9,792	9,778	9,767
高齢化率 (②/①)	33.8%	34.2%	34.8%	35.2%	35.3%	35.5%	35.9%	36.3%	36.7%	45.7%
75歳以上人口③	5,075	5,319	5,438	5,524	5,738	5,979	6,029	6,076	6,083	5,757
構成比 (③/②)	52.1%	54.3%	55.1%	55.7%	58.1%	60.6%	61.3%	62.1%	62.2%	58.9%



資料：令和5年までは住民基本台帳人口、令和6年以降は住民基本台帳人口を基に推計値(各年 10 月 1 日現在)

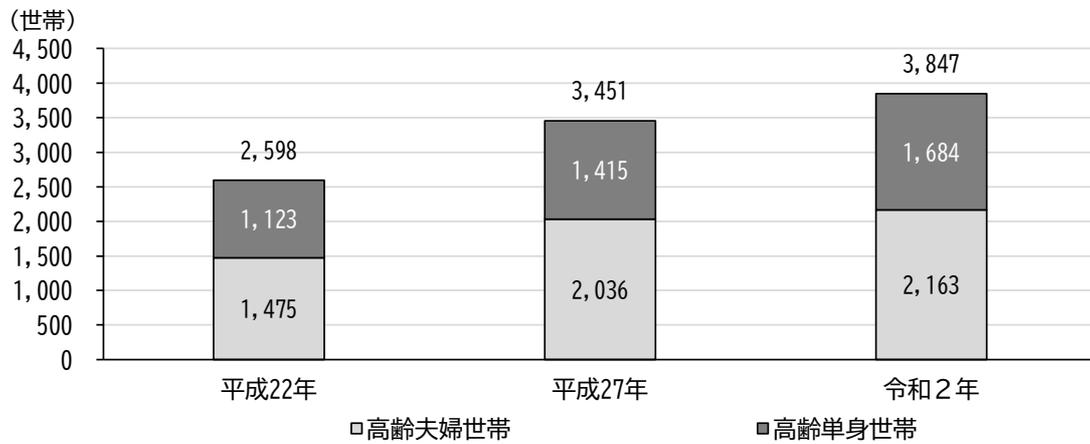
## (2) 高齢者世帯の状況

### ○ 高齢者世帯割合の比較



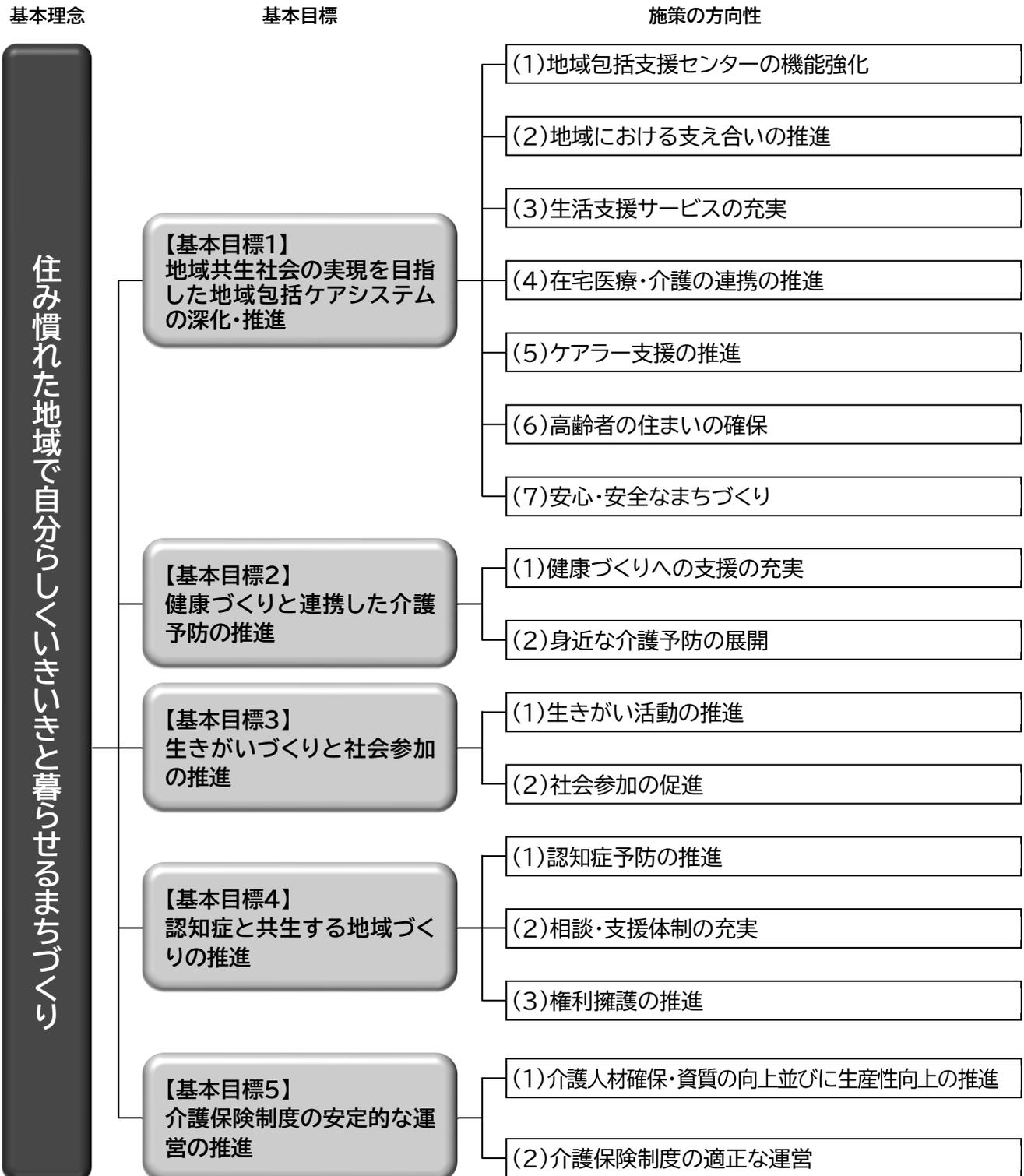
資料: 国勢調査(令和2年10月1日現在)

### ○ 高齢者世帯数の推移



資料: 国勢調査(令和2年10月1日現在)

### 3 エイジフレンドリーシティの取組みを進める上での基本理念・基本目標



## 4 エイジフレンドリーシティの8つの領域にわたる行動計画

エイジフレンドリーなシティである「エイジフレンドリーシティ」は、下記の 8 つの領域にわたる行動を通じて、主要なサービスへのアクセスを改善し、あらゆる年齢の人々が自分の価値あるものになり、それを実行することを可能にします。

- I 屋外スペースと建物
- II 交通機関
- III 住居
- IV 社会参加
- V 尊重と社会的包摂
- VI 市民参加と雇用
- VII コミュニケーションと情報
- VIII 地域社会の支援と保健サービス

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活を送ることができる社会の実現を目指すために、「住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、エイジフレンドリーシティとして本町の高齢者に優しいまちづくりのための行動計画を策定し、実施・評価・改善の取り組みを進めていきます。

### I 屋外スペースと建物

基本目標 1 (7)安心・安全なまちづくり

#### a バリアフリー化の推進

- ・ 高齢者などが安心して外出ができ、大きな負担を感じることなく行動できるように、公共施設や道路、公園などのバリアフリー化について関係部局と連携し、より良い環境づくりに努めます。

### II 交通機関

基本目標 1 (3)生活支援サービスの充実

#### a 移動支援

- ・ 付き添いがいなければ一人で外出ができない高齢者の外出機会を確保するため、福祉タクシーの助成券を支給します。また、全町的な高齢化等により増加している、バス停まで歩行することが難しい交通弱者の生活の足を確保するため、福祉的視点を持った交通弱者対策を政策部局と研究します。

基本目標 1 (7)安心・安全なまちづくり

#### a 福祉有償運送事業の推進

- ・ 要介護者など、公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象として、通院・通所・レジャーなどを目的とした有償で送迎を行うサービスです。サービスの適正化及び円滑化を図るために、NPOや社会福祉法人などとの協力を得て事業の推進を図るとともに、ホームページや広報紙などで更なる周知を図り、介護者の負担を軽減していきます。

### Ⅲ 住居

#### 基本目標 1 (3)生活支援サービスの充実

##### a ごみ出し支援

- ・ 自ら指定の時間までにごみ置き場までごみを持って行くことができない高齢者等に対する支援について、福祉や環境部局と連携して進めていきます。

##### b ほっと安心ヘルパー派遣

- ・ 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が、現状の生活水準を低下させることなく、在宅での自立した生活を継続していけるよう、シルバー人材センターの会員を派遣し、草取りなどの家事支援・軽作業(介護保険外のサービス)の支援を行います。

##### c シルバー緊急通報システム

- ・ 日常生活を安心して過ごすことができるよう、高齢者に対し、社会福祉協議会が主体となり、24 時間いつでも相談ができ、簡易に緊急通報が可能な見守りサービスを提供しています。

固定電話が無くても利用可能な通信機能を内蔵しているほか、温湿度センサーによる熱中症の見守りや災害時にはエリアメールを受信して音声案内をし、安否確認などのメールを家族等が受け取れて、離れて暮らす家族でも見守ることができるため、普及に努めていきます。

#### 基本目標 1 (6)高齢者の住まいの確保

##### a 高齢者に相応しい住まいの整備

- ・ 高齢者が住み慣れた住環境で安心して暮らし続けるために、介護保険サービスの住宅改修について推進します。介護保険の申請から認定が出るまでの間に住宅改修を行いたい方等が、居宅介護支援事業所に相談を行いやすくするため、住宅改修費の支給申請を希望する高齢者の相談に対応するとともに、必要な助言を行います。また、理由書を作成して申請を代行した場合、事業者に対して経費を助成します。

##### b 高齢者等の居住支援

- ・ サービス付き高齢者向け住宅登録制度は、民間の賃貸住宅において、高齢者であることを理由に入居を敬遠されるケースがあるため、県が指定した登録機関が賃貸人からの申請に基づいて、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、その情報を提供するものです。本町では、引き続き近隣の介護保険施設・有料老人ホームの一覧や、パンフレットを通じて情報提供をしていきます。

##### c 老人ホーム入所(入居)者の支援

###### ・ 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65 歳以上の高齢者で、身体的・精神的・経済的・環境的な理由により、居宅において介護を受けることが困難な方を一時的に入所させ、養護することを目的とする入所施設です。養護老人ホームは、介護保険導入後も老人福祉法による現行の措置として取り扱われており、本町では入所者について引き続き支援していきます。

###### ・ 住宅型有料老人ホーム

住宅型有料老人ホームは、有料老人ホームの一種です。生活支援などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設で、入居者自身の選択により、介護サービスを利

用することができます。

- ・ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯に、介護・医療と連携したサービスを提供するバリアフリー構造の住宅で、入居者自身の選択により、介護サービスを利用することができます。

#### 基本目標 1 (7)安心・安全なまちづくり

##### a 防火対策などの推進

- ・ 一人暮らし高齢者等が安心して暮らせるよう、火事などの緊急時に備え、住宅用火災警報器の設置やシルバー緊急通報システムなどのサービスについて周知を図るとともに、制度が利用しやすくなるよう運用について検討します。

### IV 社会参加

#### 基本目標 3 (1)生きがい活動の推進

##### a ゆめクラブの支援

- ・ ゆめクラブは、健康づくりや介護予防など積極的に取り組んでおり、高齢者の社会参加、仲間づくり、生きがいづくりの場として期待されています。  
また、高齢者活動の母体であり、社会参加の基礎の場となる活動となっています。  
会員は徐々に減少しており、魅力的な活動への取り組みや情報提供、広報などを行い、参加促進と組織の活性化を支援していきます。

#### 基本目標 3 (2)社会参加の促進

##### a 地域集会施設等の活用

- ・ 高齢者相互の親睦や、地域福祉活動、学習の場、サークルや団体・ボランティアの活動拠点として、老人憩の家や児童館・防災コミュニティセンター等の既存施設の有効活用を図ります。

##### b ふれあい農園

- ・ 農地の荒廃化防止と町民の余暇利用を推進するために、ふれあい農園事業を継続していきます。

##### c 学習・スポーツ活動の場の提供

- ・ ラヂアンや体育館などの文化・スポーツ施設の整備や運営方法の改善により、学習活動やサークル活動がしやすくなるような管理運営を推進します。

##### d 学習活動の支援

- ・ にのみや町民大学講座等の開催や社会教育関係団体への支援、学習・文化活動の情報提供を通じ、町民の学びを支援します。

### V 尊厳と社会的包摂

#### 基本目標 1 (2)地域における支え合いの推進

##### a 緊急時医療情報シート(避難行動要支援者台帳)の登録

- ・ 75 歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯及び障がい者など日常生活で見守りが必要な方に対して、緊急時や災害時などにおいて対応を速やかに実施することができるように民生委員・児童委員やケアマネジャー等が登録を呼びかけ、緊急時医療情報シ

ートを配布しています。平常時には民生委員・児童委員の見守り活動に、緊急時は福祉や消防部局での対応に、災害時の備えとしては地区長及び自主防災組織が安否確認で活用します。

#### 基本目標 1 (7)安心・安全なまちづくり

##### a 高齢者虐待防止対策の推進

- ・ 高齢者に対する虐待防止のために、相談窓口や高齢者虐待防止法等の周知を行うとともに、地域包括支援センターや介護サービス事業者等との連携による高齢者虐待の早期発見・早期解決に努めます。また、介護サービス事業者への集団指導や運営指導を通じた周知を図ります。

#### 基本目標 4 (3)権利擁護の推進

##### a 権利擁護事業

- ・ 地域包括支援センターを中心に、高齢者に対し身体、精神、財産等権利擁護の観点から、対応が必要な方への支援を行います。権利擁護に関する相談窓口として関係者との連携を図ります。

また、終活をサポートする一環で、葬儀やお墓のこと、所有している資産のこと、介護や治療に関することなどを事前に考え、書き留め、整理ができるエンディングノートを作成し、本町のホームページの他、公共施設等で冊子版を配布しています。

##### b 成年後見制度利用支援事業

- ・ 成年後見制度について、広報や講演会を通じて周知を行い、利用の普及を図るとともに、地域包括支援センターにて相談を受けます。また、成年後見制度が必要な方を早期に発見し、迅速な対応が図れるよう、関係機関との綿密な連携を図ります。

## VI 市民参加と雇用

#### 基本目標 1 (2)地域における支え合いの推進

##### a 地域での見守りネットワークの構築

- ・ 町内の課題を住民レベルで認識し、対応策を検討する本町全域の『お互いさま推進協議会』と小学校区単位での「一色小学校区福祉協議会(いちふく)」「(一色小学校区)」、「クローバーの笑・和・輪」(二宮小学校区)、「たんぽぽささえたい」(山西小学校区)が立ち上がり、地域資源の整理や生活支援についての普及啓発を図っています。

#### 基本目標 3 (1)生きがい活動の推進

##### a シルバー人材センターの支援

- ・ 企業等を退職した後、培ってきた経験や知識を生かす活動の場や就労先として、シルバー人材センターを高齢者の就労支援の中核組織として、新たな就業機会の開拓や、会員の加入促進の支援を行っていきます。

## VII コミュニケーションと情報

#### 基本目標 1 (2)地域における支え合いの推進

##### a 地域の通いの場

- ・ 高齢者を中心に誰もが参加可能で、健康づくりや交流、情報交換などができ、歩いて通える身近な居場所としての地域の通いの場は、町内 18 箇所で実施されています。新型

コロナウイルスの流行により、低下した参加率の向上を図るとともに、感染症予防対策を講じながら新たな参加者の拡大に努め、活動が継続していけるよう支援します。

b ゆめクラブの友愛活動

- ・ 地域における高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場であるゆめクラブでは、友愛活動として、一人暮らし高齢者などへの友愛訪問を実施しています。

地域で見守りが必要な方の話し相手や困りごとの相談等、地域での支え合い活動を行っています。

c 民生委員・児童委員による見守り活動

- ・ 高齢者、障がい者、児童等を抱えている世帯への日常的な見守りと、福祉サービスが必要な世帯への適切な情報提供やサービス利用を促すために、行政や学校、各地域の自主防災組織などへの橋渡しを行い、一人で抱え込まないよう、関係機関へつなげます。

基本目標 1 (3)生活支援サービスの充実

a 生活支援サービスの体制整備

- ・ 高齢者の多様な生活スタイルを支える地域活動支援について検討します。

インターネット上のサイトや地域の通いの場などで閲覧できるよう生活支援ファイルの情報を随時更新します。今ある生活支援サービスについては周知を図るとともに、それ以外に求められる支援については、地域の多様な主体と共に必要な活動に取り組めるよう生活支援コーディネーターを中心に支援体制を推進します。町域の協議体であるお互いさま推進協議会を進めるとともに、地域の協議体の取り組みを支援します。

## VIII 地域社会の支援と保健サービス

基本目標 1 (1)地域包括支援センターの機能強化

地域の課題や目標、地域包括ケアシステムの構築状況を共有しながら関係団体と相互に連携した効果的な取り組みにつながるよう、庁内各課との連携強化を図り、地域包括支援センター全体の資質向上、機能強化を図るとともに、包括的な相談支援等による窓口機能の充実に努めていきます。

また、地域ケア会議の機能の充実や協議体との連携などにより効率化を図り、引き続き個別ケースに関する対策の検討・情報交換、地域資源の状況や不足しているサービスなどの地域課題を汲み取り、地域への展開に向けて取り組みます。

- a 地域包括支援センターを核としたネットワークの充実
- b 地域包括支援センターの充実
- c 地域ケア会議の充実
- d 介護予防ケアマネジメント事業
- e 総合相談支援事業
- f 包括的・継続的マネジメント事業

基本目標 1 (4)在宅医療・介護の連携の推進

今後、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が支援を必要となっても住み慣れた地域でできる限り生活を継続していけるよう、医療、介護、保健・福祉のサービスや様々な生活支援サービスを、継続的、包括的に提供できるよう引き続き体制づくりに努めます。

- a 在宅医療・介護連携の充実
- b かかりつけ医等の普及

#### 基本目標 2 (1)健康づくりへの支援の充実

地域住民が更に主体的に健康づくりを行えるよう、環境整備を図り、生活習慣病の予防や閉じこもりがちな町民の社会的孤立感の解消、自立生活の助長を通じて認知症や寝たきりを予防し、高齢者がより長く、元気に活躍できるように支援します。

早い段階からの生活習慣病予防対策として、血圧や体重管理などで、自分の健康状態をチェックし、主体的に健康づくりに取り組めるように健康づくりステーション(未病センターにのみや)を中心に働きかけをしていきます。

- a 集団健康教育
- b 健康相談
- c 特定健康診査
- d 後期高齢者健康診査
- e 健康づくりステーション(未病センターにのみや)
- f 健康診査の保健指導
- g 重症化予防事業
- h 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

#### 基本目標 2 (2)身近な介護予防の展開

高齢者が自ら主体的に健康や介護予防へ取り組む意識を高められるよう、関係者との話し合いを通じて地域の通いの場の充実を推進します。

運動機能の向上、口腔機能の向上等の介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するために、各種講座を地域に出向いて実施します。

さらに、健康づくりや介護予防を一体的に取り組むために、関係機関との連携を図ります。

- a 介護予防普及啓発事業
- b 地域介護予防活動支援事業
- c 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

#### 基本目標 4 (1)認知症予防の推進

高齢化の進行により認知症高齢者が増えることが予想される中、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って日常生活を過ごすことができ、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる、総合的な認知症施策を推進します。

認知症に関する正しい知識と理解の向上を、認知症サポーター養成講座や地域の通いの場の講座を通じて取り組むとともに、かかりつけ医等の医療との連携も含め、医療従事者や介護従事者が認知症の対応力を持って認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備と認知症予防の更なる取り組みを推進します。

- a 認知症に関する正しい知識の普及
- b 認知症の予防
- c 認知症対応力向上の促進

#### 基本目標 4 (2)相談・支援体制の充実

認知症高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるよう、相談機関の充実・周知や早期発見・早期対応の支援を推進します。生活の支援や社会参加の場の確保と支援、家族等の介

護者の身体的・精神的な負担軽減の支援に取り組みます。

認知症地域支援推進員を中心に、引き続き、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ります。

また、地域の中で認知症のある高齢者が困っていれば、その人の尊厳を尊重しつつ手助けができるという地域の再生という視点を持ち、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進めます。

- a 相談先の周知
- b 認知症初期集中支援チームの活動の推進
- c 認知症ケアパスの活用
- d 認知症地域支援推進員による支援体制の整備
- e 認知症高齢者とその家族への支援
- f 認知症サポーターをはじめとした地域の支援体制の構築
- g 町民全体で見守る体制づくり

#### 基本目標5 (1)介護人材確保・資質の向上並びに生産性向上の推進

介護保険制度の安定的な運営や地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護人材の確保が重要となります。今後、介護を必要とする高齢者が増えることが見込まれることから、必要な介護人材の確保に向けた取り組みを進めていきます。

加えて、介護が必要な高齢者に効果的にサービスが提供できるよう、ケアマネジャーへの指導や助言、介護サービス事業者の運営指導とともに、介護サービス利用者や未利用者に、サービスの種類やサービス内容、サービス事業者情報、苦情・相談窓口に関する情報提供を行い、サービスの質の向上に努めます。また、介護現場におけるICTの活用等により、業務の効率化を図るとともに、介護職員の負担軽減、職場環境の改善などによる生産性の向上を図ります。

- a 介護人材の確保・育成の取り組み
- b 介護の質の向上・業務効率化の取り組み

#### 基本目標5 (2)介護保険制度の適正な運営

保険給付費の抑制を図るため、要介護認定調査の適正化、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検などを実施し介護費用の適正化を進めていきます。

- a 介護給付等費用適正化事業

下記は、8つの領域の中で多岐にわたる取り組みとなります。

### 複合的な取り組み

#### 基本目標1 (2)地域における支え合いの推進

本町では、「みまもりガイド」を活用し、町民と共に地域の関係団体(自治会・地区社協・ゆめクラブ・ボランティア)や機関(お互いさま推進協議会・地域ケア会議)及び地域包括支援センターや地域の各種事業所の参画も促し、各種ネットワークを結びつけるとともに、地域住民による共助や地域の福祉団体などによる活動と併せ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など要援護者への効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの更なる充実を図ります。

- a 地域での見守りネットワークの構築
- b みまもりガイドの活用

#### 基本目標 1 (5) ケアラー支援の推進

育児と介護のダブルケア、老老介護、ヤングケアラーなど、家族等の介護者は年齢を問わず存在しており、中には過度のケア負担を引き受けざるを得ない人もいることから、高齢者を支える家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担を軽減するための支援の充実を図ります。

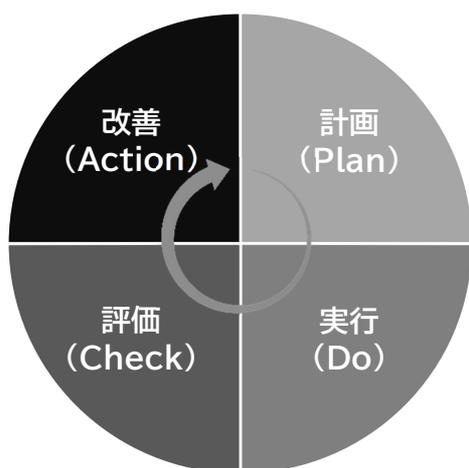
また、介護保険制度や高齢者福祉サービス、相談窓口等の情報提供については、家族介護者にとっての解りやすさ・入手しやすさを重視し、必要な支援が必要な時に活用できるようガイドブック等を見直すなど情報の更新や提供方法の継続的な改善に取り組みます。今後も、介護する家族の経済的負担や介護に伴う離職等を減らすため、必要な時に活用できる支援の提供に努めます。

- a 介護者への支援
- b 介護相談の充実
- c 相談支援

## 5 エイジフレンドリーシティ行動計画の進行管理

適正な事業実施を図るため、行動計画の見直し時に反映をしてPDCAサイクル(P 計画－D 実行－C 点検/評価－A 改善)による効率的な進行管理を今後も目指していきます。

### OPDCA サイクルのイメージ



**P** 現状の課題を基にして計画を策定する

**D** 計画に沿って取り組みを実施する

**C** 実施された取り組みの効果を計る

**A** 評価結果を基に更なる取り組みの改善を図る

# 二宮町エイジフレンドリーシティ行動計画

令和6年12月

二宮町 健康福祉部 高齢介護課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

電話番号 高齢福祉班:0463-75-9542(直通)

介護保険班:0463-71-5348(直通)